

山形市の給与・定員管理等について(平成29年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

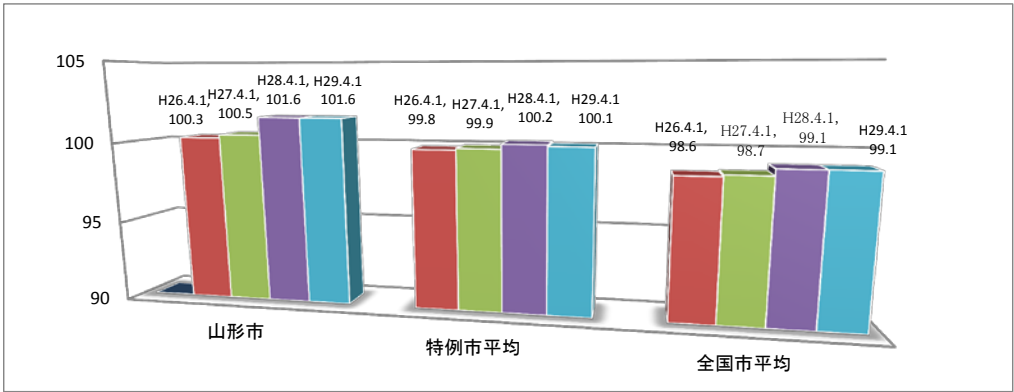
区 分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 249,133	千円 93,472,541	千円 1,662,446	千円 13,317,143	% 14.2	% 15.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特例市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 1,508	千円 5,997,185	千円 1,273,263	千円 2,260,008	千円 9,530,456	千円 6,320	千円 6,425

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国と本市の職員構成の違いや給与構造改革前の特別昇給者の割合が高い等の理由で平成29年4月1日のラスパイレス指数が100を上回っているが、今後も、人事院、県人事委員会勧告を尊重し、国や県、他市との均衡を図りながら、給与の適正化に取り組んでいく。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告					給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告(改定率)			
平成29年度							

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において市民の4月分の給与額をラスパイレス比較した給与月額である。

① 特例給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数 (H29)
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告(改定月数)		
平成29年度						

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 山形県人事委員会勧告に準拠して給料表を改定。国の給与制度の総合的見直しとして勧告した俸給表に準じたうえで、県内民間の給与水準との均衡を踏まえた一定の率を乗じた額とした。(平均見直し率0.2%) 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

国基準0%(非支給地域)に対して、山形市においても国基準どおり0%としている。

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の 支給割合	平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%
山形市の支給割合	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

- ① 平成18年4月から平成21年11月までの間、一般職員の給料月額を0.5～4%減額。
- ② 平成17年4月から平成21年11月までの間、管理職手当を10%減額。
- ③ 平成22年12月から平成30年3月までの間、55歳を超える職員(行政職給料表4級以下の給料月額を受ける職員を除く。)について、給料及び管理職手当を1.5%減額。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山形市	41.3 歳	325,800 円	400,713 円	354,260 円
山形県	44.1 歳	342,900 円	422,800 円	369,300 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
特例市	41.7 歳	318,250 円	410,164 円	369,134 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
山形市	50.1 歳	158 人	355,000 円	386,334 円	372,072 円	—	—	—	—
うち用務員	50.3 歳	88 人	354,200 円	380,554 円	371,545 円	用務員	55.1 歳	207,300 円	1.84
うち清掃職員	52.7 歳	6 人	369,300 円	401,217 円	391,441 円	廃棄物処理業従業員	45.7 歳	293,000 円	1.37
山形県	48.8 歳	502 人	336,800 円	376,600 円	356,400 円	—	—	—	—
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	—	328,360 円	—	—	—	—
特例市	49.3 歳	150 人	328,401 円	387,299 円	368,095 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
山形市	—	—	—
うち用務員	6,206,948 円	2,818,600 円	2.20
うち清掃職員	6,550,104 円	4,023,000 円	1.63

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26～28年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山形市	48.3 歳	413,300 円	457,881 円
山形県	46.3 歳	394,900 円	438,300 円
特例市	44.8 歳	380,006 円	444,707 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	山形市	山形県	国
一般行政職	大 学 卒	182,100 円	182,100 円
	高 校 卒	149,300 円	146,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	—
	中 学 卒	130,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

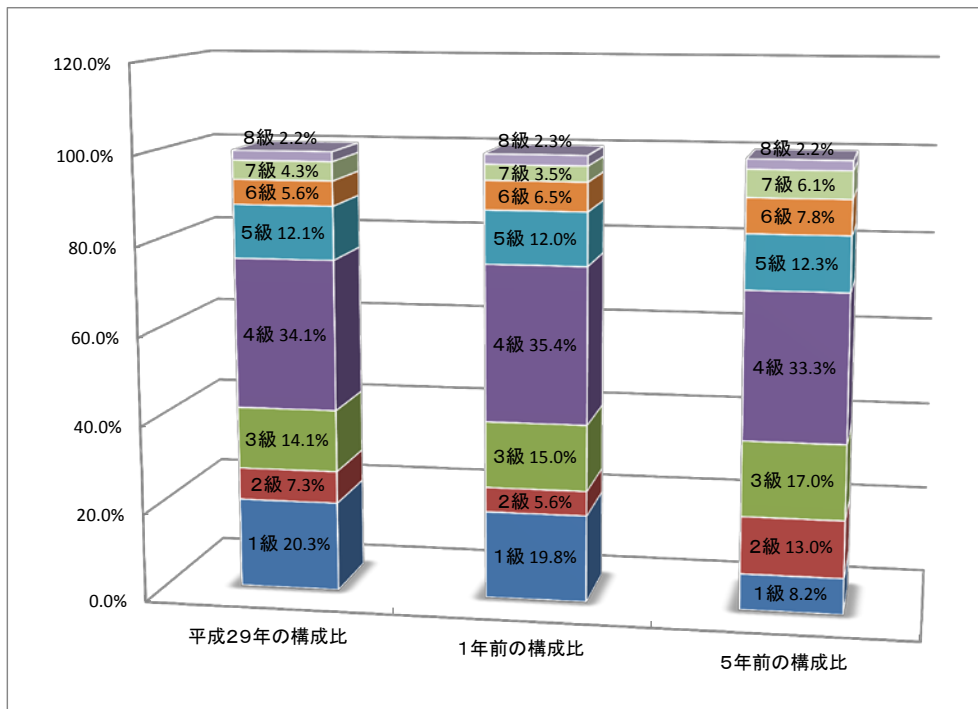
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	273,732 円	369,739 円	395,695 円
	高 校 卒	224,433 円	319,600 円	367,756 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	306,071 円	343,673 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大 学 卒	— 円	409,760 円	436,407 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	175人	20.3%	144,700円	252,100円
2 級	主任	63人	7.3%	195,900円	310,100円
3 級	主査	121人	14.1%	233,000円	357,000円
4 級	主幹	293人	34.1%	266,900円	388,700円
5 級	課長補佐	104人	12.1%	293,500円	400,900円
6 級	課長	48人	5.6%	324,800円	418,500円
7 級	次長	37人	4.3%	370,000円	454,000円
8 級	部長	19人	2.2%	416,500円	478,300円

(注) 1 山形市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況(山形市)

平成29年4月2日から平成30年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している。		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)		△	○	△	○
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山形市	山形県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 普通会計ほか 1,522 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,686 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.65 月分 (1.40)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.65 月分 (1.40)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注)1「普通会計ほか」とは、普通会計に病院事業会計・水道事業会計・公共下水道事業会計を除いた

国民健康保険事業会計等全ての特別会計を含めたものである。

2()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(山形市)

平成29年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している。	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)	○	○
ロ 人事評価を実施していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

山形市	国
(支給率)	(支給率)
自己都合	自己都合
応募認定・定年	応募認定・定年
勤続20年	勤続20年
勤続25年	勤続25年
勤続35年	勤続35年
最高限度額	最高限度額
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
一般職員	
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額
15,501 千円	—

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 一般職員とは、教育職員を除いた全ての職員である。

(3) 地域手当

(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)			普通会計ほか 2,483 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)			普通会計ほか 1,241,250 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都	20 %	2 人	20 %
山形市	0 %	1,605 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数			101.6
(ラスパイレス指数)			(101.6)

(注)地域手当補正後ラスバイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスバイレ指数。

(補正前のラスバイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+(国の指定基準に基づく地域手当支給率))により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)	普通会計ほか 23,255 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	普通会計ほか 71,554 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	普通会計ほか 20.0 %
手当の種類(手当数)	12

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
動産等差押手当	左記の業務の従事者	市税等の滞納処分のうち、財産の差押業務等	457 千円	日額400円
行旅死亡人取扱手当	左記の業務の従事者	行旅死亡人の取扱業務	0 千円	1件4,000円
社会福祉業務手当	社会福祉法第15条の規定による指導監督等を行う職員	極めて処遇困難な対象者宅を訪問しての指導監督業務等	12 千円	日額500円
防疫手当	左記の業務の従事者	感染症の疑いのある者の救護業務又は感染症の病原体に汚染された物件の処理業務	0 千円	日額200円
ごみ及びし尿直接接触処理業務手当	左記の業務の従事者	①ごみ及びし尿に直接身体的接触を伴う業務 ②家畜の畜舎内における牛又は豚の伝染病の予防接種の補助業務	553 千円	日額400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊自動車運転手当	左記の業務の従事者	道路交通法施行規則第2条の表に掲げる大型特殊自動車及び小型特殊自動車(道路整備用特殊自動車等)の運転業務	205 千円	月額260円
消防夜間特殊業務手当	交代制勤務を正規の勤務とする消防職員	深夜の通信及び受付業務	13,130 千円	1勤務400～600円
機関員手当	機関員に指定された消防職員	消防ポンプ自動車の機関操作業務	950 千円	月額1,500～1,800円
高所作業手当	左記業務の従事者	地上又は水面10m以上の高所で消防活動又は保守営繕活動等の業務	403 千円	月額又は1勤務200～300円
夜間除雪作業手当	左記業務の従事者	深夜に行われる道路の除雪業務	164 千円	1勤務1,500円
夜間守衛業務手当	守衛業務に従事する職員	正規の勤務時間として深夜勤務	343 千円	1勤務600円
消防感染危険手当	消防職員で 左記の業務に従事した職員	救急、火災防御及び救助のため出勤し、当該業務に従事した際の死体、出血者及び感染症感染者の措置業務	467 千円	1勤務200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	普通会計ほか 524,494 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	普通会計ほか 365 千円
支給実績（27年度決算）	普通会計ほか 505,791 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	普通会計ほか 358 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
管理職手当	部長 82,200円～94,000円 次長 66,400円～77,400円 課長 51,900円～72,700円	異なる	国の制度 俸給の特別 調整額として 支給(46,300 円～139,300 円)	普通会計ほか 108,733 千円	787,920 円
扶養手当	配偶者 月額10,000円 子 月額 8,000円 父母等 月額 6,500円 配偶者なしの場合は扶養親 族1人に係る諸手当につい ては子は10,000円、父母等 は9,000円 ※ 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子に ついて1人につき5,000円加 算	同じ		普通会計ほか 178,618 千円	227,249 円
住居手当	持家:なし (H21.11をもって廃止) 借家:限度額月額27,000円	同じ		普通会計ほか 89,869 千円	276,520 円
通勤手当	交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額6,000～24,500円	異なる	国の制度 自動車等 通勤距離に 応じて 月額2,000円 ～31,600円	普通会計ほか 122,508 千円	88,135 円
休日勤務手当	祝日法による休日や年末年 始等の正規の勤務時間に 勤務した時間1時間あたり給 与の100分の135	同じ		普通会計ほか 97,273 千円	161,852 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した時間1時間につき1時間あたりの給与の100分の25	同じ		普通会計ほか 22,677 千円	113,385 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4,200円	同じ		普通会計ほか 0 千円	0 円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難な職(医師等)に新たに採用された職員に対し定額(月額)(月額最高368,000円)	同じ		普通会計ほか 0 千円	0 円
単身赴任手当	月額 基礎額30,000円+距離に応じ加算(最高70,000円)	同じ		普通会計ほか 1,104 千円	1,104,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合1回あたり定額(最高12,000円)	同じ		普通会計ほか 0 千円	0 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じ11月～3月まで月額定額(月額最高17,800円)	同じ		普通会計ほか 101,338 千円	65,085 円
義務教育等教員特別手当	教育職員及び教育委員会に勤務する指導主事に対し月額定額(月額最高11,700円)			普通会計ほか 5,642 千円	75,227 円
災害派遣手当	災害復旧等のため、災害対策基本法等に基づき国等から派遣された職員に対し月額定額(月額最高6,620円)			0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	1,066,000 円	(参考)特例市における最高/最低額	
	副 市 長	843,000 円	1,099,000 円,	502,500 円
報 酬	議 長	740,000 円	758,000 円,	529,400 円
	副 議 長	690,000 円	708,000 円,	466,000 円
	議 員	640,000 円	664,000 円,	439,000 円
期 末 手 当	市 長	(28年度支給割合)		
	副 市 長	3.05 月分		
	議 長	(28年度支給割合)		
退 職 手 当	副 議 長	3.20 月分		
	議 員			
	備 考			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.5106	2,613万円	任期ごと
	備 考	給料月額×在職月数×0.3404	1,377万円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給額に基づき、1期(4年48月)勤めた場合における退職手当の見込額

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

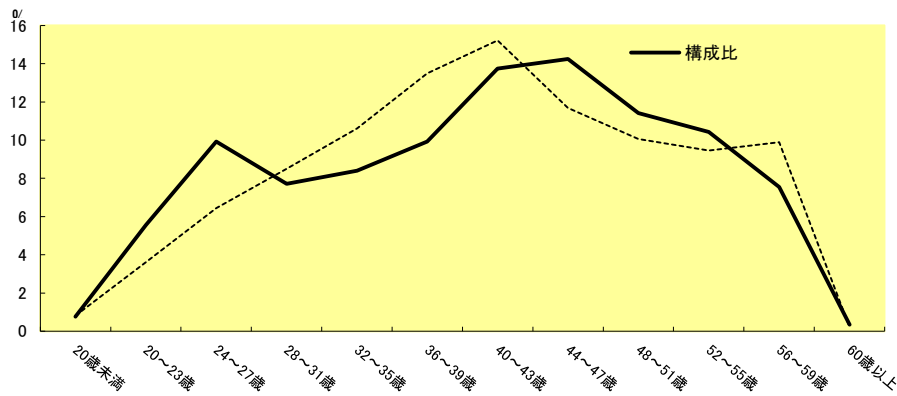
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
普通会計部門	議会	16	16	0	
	総務	235	238	3	中核市推進業務の増
	税務	108	108	0	
	民生	247	255	8	中核市推進業務の増、生活保護世帯の増加対応業務の増、福祉相談支援体制構築モデル事業業務の増、高齢者保健福祉計画策定業務の増、福祉医療給付業務の増、子ども・子育て支援新制度対応業務の増、年金生活者等支援臨時福祉給付金業務の減、指定管理者制度導入による減
	衛生	94	108	14	中核市推進業務の増
	労働	4	3	△ 1	技能五輪・アビリンピック終了による減
	農林水産	63	63	0	
	商工	40	41	1	DMO推進業務の増
	土木	172	177	5	中核市推進業務の増、パーソントリップ調査業務の増
	計	979	1,009	30	<H28 参考> 人口1万人当たり職員数 40.50 人 (特例市の人口1万人当たり職員数 44.35 人)
	教育部門	282	274	△ 8	中核市移行推進業務の増、南東北インターハイ開催業
	消防部門	247	253	6	西消防署整備に係る業務の増
	小 計	1,508	1,536	28	<H28 参考> 人口1万人当たり職員数 61.65 人 (特例市の人口1万人当たり職員数 61.70 人)
公営 企会 業計 等部 門	病院	573	569	△ 4	
	水道	135	135	0	
	下水道	47	47	0	
	その他	70	71	1	欠員補充
	小 計	825	822	△ 3	
合 計		2,333	2,358	25	<H28参考> 人口1万人当たり職員数 94.65 人
		[2,481]	[2,463]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(一部事務組合に属する職員を除く。)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)



区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	18	131	234	182	198	234	324	336	269	246	178	8	2,358

(3) 職員数の推移

(単位： 人・%)

年 度 部門別	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	1,012	1,009	1,014	970	979	1,009	▲ 3 (▲2.0%)
教育	278	274	259	282	282	274	▲ 4 (▲12.2%)
消防	231	235	239	240	247	253	22 5.8(%)
普通会計	1,521	1,518	1,512	1,492	1,508	1,536	15 (▲2.8%)
公営企業等会計	807	816	816	815	825	822	15 -2.3%
総合計	2,328	2,334	2,328	2,307	2,333	2,358	30 (▲1.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7. 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 5,241,798	千円 948,413	千円 858,419	% 16.4	% 16.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 149	千円 578,769	千円 98,479	千円 221,253	千円 898,501	千円 6,030	千円 6,166

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。
3 団体平均とは、市町村(政令指定都市を除く。)の平均である。

イ 特記事項

- ① 平成18年4月から平成21年11月までの間、一般職員の給料月額を0.5～4%減額。
② 平成17年4月から平成21年11月までの間、管理職手当を10%減額。
③ 平成22年12月から平成30年3月までの間、55歳を超える職員(企業職給料表4級以下の給料月額を受ける職員を除く。)について、給料及び管理職手当を1.5%減額。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
山 形 市	46.3 歳	343,092 円	513,195 円
団 体 平 均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山形市(水道事業)				山形市(普通会計ほか)			
1人当たり平均支給額(28年度)				1人当たり平均支給額(28年度)			
1,449 千円				1,522 千円			
(28年度支給割合)				(28年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分	1.60 月分	2.55 月分	1.60 月分	2.55 月分	1.60 月分	2.55 月分	1.60 月分
(1.40)月分	(0.80)月分	(1.40)月分	(0.80)月分	(1.40)月分	(0.80)月分	(1.40)月分	(0.80)月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5～20%				・ 役職加算 5～20%			

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(29年4月1日現在)

山形市			山形市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	24,363 千円		1人当たり平均支給額	15,501 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
山形市	0 %	142 人	0 %

エ 特殊勤務手当(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)	2,495 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	73,382 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	22.8 %
手当の種類(手当数)	4

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
電気取扱手当	左記業務の従事者	高圧電気点検作業	113 千円	日額580円
液体空気取扱手当	左記業務の従事者	液体空気を使用した 修理等の業務	3 千円	1件160円
トンネル内巡視手当	左記業務の従事者	面白山トンネル内の 巡視業務	36 千円	1回3,320円
停水処分手当	左記業務の従事者	料金滞納者に対する 停水処分業務	2343 千円	1件300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	23,314 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	167 千円
支給実績(27年度決算)	15,423 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	120 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者 月額10,000円 子 月額 8,000円 父母等 月額 6,500円 配偶者なしの場合は扶養親 族1人に係る諸手当につい ては子は10,000円、父母等 は9,000円 ※ 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子に ついて1人につき5,000円加 算	同じ	—	20,875 千円	226,902 円
住居手当	借家 限度額月額27,000円 ※持家にかかる手当(月額 3,000円)については、21年 11月をもって廃止	同じ	—	5,251 千円	250,048 円
通勤手当	交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額8,820～25,380円	異なる	一般行政職の制度 交通機関利用 限度額月額55,000 円 自動車等 通勤距離に応じて 月額6,000～ 24,500円	19,108 千円	145,863 円
管理職手当	部長 82,200円～94,000円 次長 66,400円～77,400円 課長 51,900円～62,300円	同じ	—	8,887 千円	807,909 円
宿直手当	職直勤務勤務1回につき、 4,200円に勤務状況に応じ て別に定める額を加算した 額。(勤務宿直勤務1回につ き 12,000円)	異なる	一般行政職の制度 宿直勤務1回につ き支給区分に応じた 額(1回あたり最高區 長等20,000円)	8,541 千円	275,516 円
管理職員特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊 急の必要等により週休日等 に勤務した場合1回あたり定 額(最高部長級12,000円)	同じ	—	81 千円	81,000 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する 職員の世帯区分に応じ11 月～3月まで月額定額(月 額最高17,800円)	同じ	—	9,927 千円	73,533 円

(注)平成20年12月15日をもって上下水道施設管理センターの宿日直を民間委託したことに伴い、日直手当は
廃止となり、見崎浄水場(現水運用センター)の宿直のみとなった。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 11,641,851	千円 -247,615	千円 6,189,724	% 53.2%	% 53.0

区 分	職員数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり 給与費 B/A
28年度	人 564	千円 2,196,989	千円 2,030,243	千円 853,851	千円 5,081,083	千円 9,009

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,848

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。
3 団体平均とは、市町村(政令指定都市を除く。)の平均である。

イ 特記事項

- 平成18年4月から平成21年11月までの間、一般職員の給料月額を0.5～4%減額。
- 平成17年4月から平成21年11月までの間、管理職手当を10%減額。
- 平成22年12月から平成30年3月までの間、医療職給料表(1)以外の適用を受ける55歳を超える職員(病院事業行政職給料表4級以下、医療職給料表(2)6級以下、医療職給料表(3)5級以下の給料月額を受ける職員を除く。)について、給料及び管理職手当を1.5%減額。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

	平均年齢	基本給	平均月収額
山形市(全職員)	39.1 歳	328,370 円	446,875 円
団体平均(全職員)	40.4 歳	325,098 円	566,499 円
うち 医師	山形市 46.7 歳	518,457 円	1,248,172 円
	団体平均 44.8 歳	569,413 円	1,403,813 円
うち 看護師	山形市 37.9 歳	303,779 円	336,233 円
	団体平均 39.2 歳	291,151 円	461,749 円
うち 事務 職員	山形市 41.1 歳	328,745 円	388,485 円
	団体平均 42.9 歳	324,557 円	496,432 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山形市(病院事業)	山形市(普通会計ほか)
1人当たり平均支給額(28年度) 1,514 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,522 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.65 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.65 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(29年4月1日現在)

山形市			山形市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	8,902 千円		1人当たり平均支給額	15,501 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)			65,395 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)			1,072,049 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
医師	16 %	61 人	0 %	
山形市	0 %	503 人	0 %	

エ 特殊勤務手当(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)			232,401 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)			496,584 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)			82.9 %	
手当の種類(手当数)			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
医務手当	済生館に勤務する 医師及び歯科医師	医師の業務(役職(館長、副館長)及び医師免許取得後の経過年数に基づく。)	133,561 千円	月額45,000～367,700円
感染症作業手当	左記業務の看護職等	感染症患者の病室における患者の看護業務又は感染症の病原体に汚染された(疑いのある)物件の処理業務等	4,978 千円	日額200円～1,000円
放射線照射介助業務手当	左記業務の看護職等	専ら照射室内において照射中に1時間を超える患者の介助業務	696 千円	日額200円
救急待機手当	休日に自宅待機命令を受けた看護職等	救急手術、内視鏡、心カテ等の業務における休日の自宅待機	3,346 千円	1回2,200円
夜間看護等手当	済生館に勤務する看護師、医療技術職員	正規の勤務時間として深夜に行われる看護業務等	89,783 千円	1回620～3,300円
解剖等手当	済生館に勤務する臨床検査技師	死体解剖の補助等の業務	37 千円	1回3,400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	379,429 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	715 千円
支給実績(27年度決算)	400,766 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	757 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
管理職手当	部長 88,300円～94,000円 次長 66,400円～77,400円 課長 51,900円～62,300円	同じ	—	21,497 千円	651,425 円
扶養手当	配偶者 月額10,000円 子 月額 8,000円 父母等 月額 6,500円 配偶者なしの場合は扶養親 族1人に係る諸手当につい ては子は10,000円、父母等 は9,000円 ※ 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子に ついて1人につき5,000円加 算	同じ	—	36,638 千円	201,308 円
住居手当	借家 限度月額27,000円 ※持家にかかる手当(月額 3,000円)については、21年 11月をもって廃止	同じ	—	42,066 千円	246,000 円
通勤手当	交通機関利用 限度月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額6,000～24,500円	同じ	—	40,069 千円	84,892 円
休日勤務手当	祝日法による休日や年末年 始等の正規の勤務時間に 勤務した時間1時間あたり給 与の100分の135	同じ	—	30,528 千円	66,713 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜 に勤務した時間1時間につ き1時間あたりの給与の100 分の25	同じ	—	52,156 千円	130,717 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 支給区分に応じた額 (1回あたり最高医師等 20,000円)	同じ	—	29,231 千円	221,447 円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難 な職(医師等)に新たに採 用された職員に対し定額 (月額) (月額最高368,000 円)	同じ	—	190,548 千円	3,123,738 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する 職員の世帯区分に応じ11 月～3月まで月額定額(月 額最高17,800円)	同じ	—	30,914 千円	54,813 円

(3) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 8,177,142	千円 587,955	千円 279,849	% 3.4	% 3.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 47	千円 194,021	千円 23,182	千円 75,369	千円 292,572	千円 6,225	千円 6,130

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。
 3 団体平均とは、市町村(政令指定都市を除く。)の平均である。

イ 特記事項

- ① 平成21年4月1日に組織統合により、地方公営企業法の適用を受けることとなったため、組織統合前の決算値については未記載。
- ② 平成21年11月までの間、一般職員の給料月額を0.5～4%減額。
- ③ 平成21年11月までの間、管理職手当を10%減額。
- ④ 平成22年12月から平成30年3月までの間、55歳を超える職員(企業職給料表4級以下の給料月額を受ける職員を除く)について、給料及び管理職手当を1.5%減額。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
山 形 市	44.9 歳	356,368 円	515,531 円
団 体 平 均	43.3 歳	340,980 円	510,993 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山形市(公共下水道事業)				山形市(普通会計ほか)			
1人当たり平均支給額(28年度)				1人当たり平均支給額(28年度)			
1,565 千円				1,522 千円			
(28年度支給割合)				(28年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分		1.65 月分		2.55 月分		1.65 月分	
(1.45)月分		(0.80)月分		(1.40)月分		(0.80)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5～20%				・ 役職加算 5～20%			

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(29年4月1日現在)

山形市			山形市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	15,501 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
山形市	0 %	47 人	0 %

エ 特殊勤務手当(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		40 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		8,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		10.6 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
電気取扱手当	左記業務の従事者	高圧電気点検作業	40 千円	日額580円
し尿直接接触処理業務手当	左記業務の従事者	し尿に直接身体的接触を伴う業務	- 千円	日額400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	3,672 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	82 千円
支給実績(27年度決算)	3,566 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	79 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者 月額10,000円 子 月額 8,000円 父母等 月額 6,500円 配偶者なしの場合は扶養親 族1人に係る諸手当につい ては子は10,000円、父母等 は9,000円 ※ 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子に ついて1人につき5,000円加 算	同じ	—	6,971 千円	240,379 円
住居手当	借家 限度額月額27,000円 ※持家にかかる手当(月額 3,000円)については、21年 11月をもって廃止	同じ	—	1,722 千円	287,000 円
通勤手当	交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額8,820～25,380円	異なる	一般行政職の制度 交通機関利用 限度額月額55,000 円 自動車等 通勤距離に応じて 月額6,000～ 24,500円	5,955 千円	148,875 円
管理職手当	部長 82,200円～94,000円 次長 66,400円～77,400円 課長 51,900円～62,300円	同じ	—	1,495 千円	747,500 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜 に勤務した時間1時間につ き1時間当たりの給与の100 分の25	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊 急の必要等により週休日等 に勤務した場合1回あたり定 額(最高部長級12,000円)	同じ	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する 職員の世帯区分に応じ11 月～3月まで月額定額(月 額最高17,800円)	同じ	—	3,334 千円	72,478 円